

あしく候やらん、かやうにおほせ下され候事猶々かしこまり入候、繼嗣なき代の例はおほせ下され候ごとく規模ならず候、そのぶんさたふりて候事にて候、くはしくおほせ下され候通候、かしこまり入候、平城天皇、後白河院例おほせ下され候ごとく、先皇御事の日よし見えて候へども、れいにひき候はん時はそれにより候まじく候やらんと存候、久壽などはかれいにて、重日復日はたゞおなじ事にて候か、嵯峨天皇ふく日にて候、これは平城天皇御ふよによりてと見えて候、又仁明天皇ふく日にて候、これは先皇御事によりてなごとも見えす候、重復日は准據おなじ事たるべく候、又御即位の例なごも候うへに、このたび御元ふく兩條の吉日をえらび申候程に、中旬にはつや、日ついで見え候はず候程に、十七日をしるし申て候、踐祚にはもちゐられ候べき日も候へども、御元服には、かり候て例なごも候はぬ程に、もちゐられがたく候、永觀記一見つかまつり候て返まいらせ上候、花山院例、永觀二年八月廿七日甲辰、元翹復日としるして候か、或説とて、八月廿三日庚子としるしおきて候、いづれかほんにて候やらん、この記のごとくは、八月廿七日にて候ける重日をさ、れ候て、復日をもちゐられ候けり、重復日は日ついでの輕重なく候、たゞ重疊のまをはかられ候にて候、いかさま日ついでなごに候うへは、申におよび候はず候、又陽成天皇は貞觀十八年十一月廿九日壬寅、歸忌日としるしおきて候、重日にては候はず候、あしくばしおきて候やらん、かやうにこま、どぞんぢのためにおほせ下され候、猶々かしこまり入候、このよし申させ給候へ、あなかしく、

ちかのふ

〔後深心院關白記〕應安四年二月廿一日乙亥、藤中納言來、余相謁語云、踐祚事可爲來月云云、被相尋日次之處、十五日廿三日廿七日云云、廿四日戊寅、入夜仲光來語云、略有世在弘等被尋日次、來月十五日廿三日廿七日云云、廿三日相叶後伏見院踐祚支于云云、仍可被用廿三日之由有御沙汰、